

<報道発表資料>

.....

令和3年5月10日

登録電気工事業者の登録証の誤送付について

令和3年4月27日（火）に行った電気工事業者法に基づく登録電気工事業者の登録証の送付事務において、登録証を誤って別の事業者へ送付していました。

1 概要

4月27日（火）に化学保安課から、登録電気工事業者の登録が行われた28事業者あてに登録証を送付したところ、5月7日（金）に登録証を受け取った事業者から、他の事業者のものが入っていた、との指摘があった。

このため、5月7日（金）、5月8日（土）の2日間で送付した全ての事業者あてに電話等で連絡を取り、登録証に誤りがないかどうか確認した。その結果、2事業者に別の事業者の登録証が封入されていたことが分かった。

2 誤送付の原因

登録証を封入する際に、事業者名と封筒の宛名との照合を一人の職員で行っており、確認作業が徹底されていなかった。

3 対応状況

誤って送付した事業者に対して今回の誤りについて電話で謝罪し、改めて正しい登録証を送付した。併せて返信用封筒を添え、すでに送付済みの登録証を返送するよう依頼した。

4 今後の再発防止策

登録証の封入の際に、複数の職員で確認することを徹底する。